

スポーツフェスタ

「福岡県民障がい者スポーツ大会」開催要綱

1 目 的

障がいのある方が、スポーツに参加することを通じて、スポーツに親しみ、喜び楽しむとともに、体力の維持・増進を図り、自立と社会参加、県民の障がいのある方に対する理解促進に寄与し、もって障がい者スポーツの普及・振興を目的とする。

2 主 催

福岡県、福岡県教育委員会、(社福) 福岡県社会福祉協議会、(公財) 福岡県身体障害者福祉協会、福岡県身体障害者施設協議会、(社福) 福岡県聴覚障害者協会、(社福) 福岡県盲人協会、(公社) 福岡県手をつなぐ育成会、福岡県知的障がい者福祉協会、福岡県特別支援学校長協会、(公社) 福岡県精神保健福祉会連合会、(一社) 福岡県障がい者スポーツ協会 (順不同)

3 主 管

(一財) 福岡陸上競技協会、福岡県アーチェリー協会、福岡県卓球協会、ふくおか障害者フライングディスク協会、福岡ボッチャ協会 (順不同)

4 後 援 (予定)

福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県スポーツ推進委員協議会、(公財) 福岡県スポーツ振興センター (順不同)

5 協 賛 (予定)

福岡筑前ライオンズクラブ、とびうめ生活サポート協会 (順不同)

6 実施競技種目

全国障害者スポーツ大会競技規則に定められた個人競技種目の陸上競技、アーチェリー、卓球、フライングディスク、ボウリング、ボッチャの6競技を実施する。

7 選手の参加資格

競技に参加できる選手は、次の全ての条件を満たす者とする。

(1) 年齢は、毎年4月1日現在、13歳以上の者。

(2) 資格要件は次のとおりとする。

ア 身体障がい者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者。

イ 知的障がい者は、厚生事務次官通知（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）による療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障がいのある者 ※1。

ウ 精神障がい者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障がいのある者 ※2。

※1 知的障害(児)者福祉施設・特別支援学校・特別支援学級等に在籍または卒業した者。

※2 自立支援医療（精神通院）受給者証を所持している者。令和2年度から通院証明では参加申込はできない。

(3) 県内に現住所（住民票のある地）を有する者、若しくは、県内の学校に通学している者及び施設に入所・通所している者。（ただし、北九州市、福岡市は除く）

(4) 大会参加前に競技出場の可否について医師の診断を受ける等、大会に参加することを適当と認められた者。（内部障がいのある者及び高血圧、心臓病等の持病がある者は、必ず医師の診断を受けるものとする。）

8 選手団の編成及び引率役員の配置

各市町村、施設、学校等の単位で選手団を編成し、各選手団に介助者・引率者(以下、「引率役員」という)を配置すること。

9 競技規則

適用する競技規則は、令和7年度版「全国障害者スポーツ大会競技規則集（公益財団法人日本パラスポーツ協会編）」及び別に定める本大会の競技別実施要領によるものとする。

10 参加出場種目数

出場種目は、1人1競技かつ1種目とする。複数の競技への参加申込みはできない。

ただし、陸上競技出場者で4×100mリレー（陸上競技）に出場する場合は、2種目出場することができる。

11 参加費用

大会参加費は無料とする。ただし、参加に要する費用（交通費等）は、参加者本人の負担とする。

12 健康・安全管理

各選手団は、参加選手及び引率役員の健康・安全管理に十分配慮するものとする。主催者においては応急処置のみを行い、それ以上の責任は一切負わないものとする。なお、主催者において傷害保険に一括加入する。

13 順位の決定及び表彰

順位の決定及び表彰は、各競技種目の組別・区分別に行う。

14 大会事務局

【運営に関すること】

福岡県人づくり・県民生活部スポーツ局スポーツ振興課 地域スポーツ推進係
〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号
TEL 092-643-3515 FAX 092-643-3408

【申込・競技に関すること】

一般社団法人福岡県障がい者スポーツ協会
〒816-0804 福岡県春日市原町3丁目1番地7 クローバープラザ6階
TEL 092-582-5223 FAX 092-582-5228

15 その他

この要綱に定めるもののほか、大会の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。